

二十八宿の伝来

新城新蔵

序説

二十八宿は黄赤道方面を二十八の不等なる部分に区分したもので、殆んど相類似せる区分法が支那、印度、エジプト、ペルシヤ等に古くから存在して居るが、其区分法の相類似せる状態から見れば、決して別々に案出されたものではなく、全く共通の源から発して是等の国々に伝わったものであることは疑もない。予は数年前、支那に於ける二十八宿の發達を調査して、其結果を大正二年九月の藝文誌上に發表したが、此頃（大正七年）又々此問題を攻究し、支那、印度及西方諸国に於ける二十八宿の關係に就て少しく會得した所があると思はるので、これを陳述して大方の批評を仰ぎたいと思う。

本問題の研究に就ては、文科の諸教授特に内藤、榊岡教授の高教を煩わした点がすくなくない。爰にこゝ謹つつしんで謝意を表す。

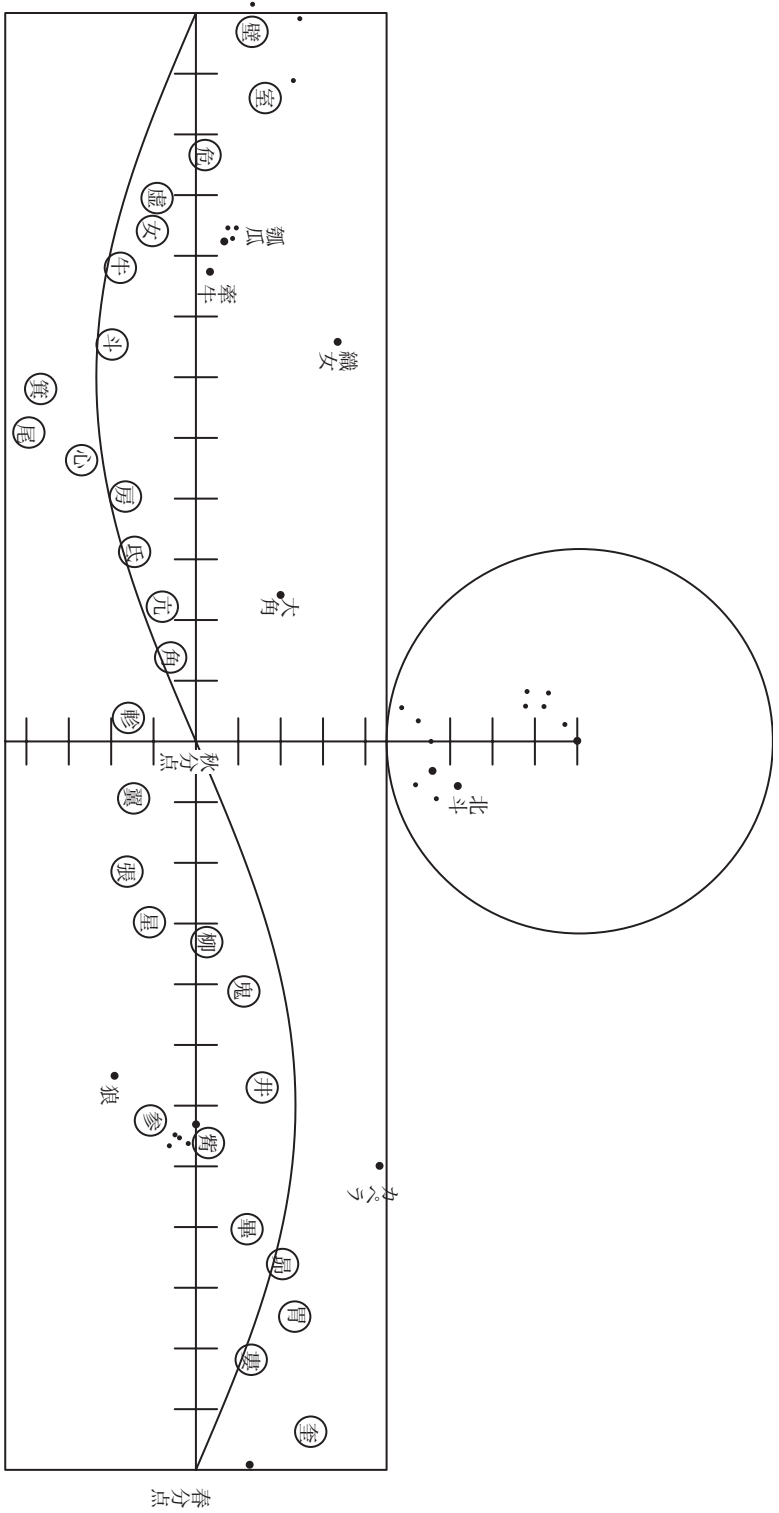
古代に於ける觀象授時

1 一年四季の變化は古代人民の日常生活には頗すこぶる重大なる關係を有して居ったもので、従つて適當なる方法

にて天象を觀測し、成るべく精確に季節の变化を豫知して、適當なる作業の時を民に授けると云うことは、何れの国の古代に於ても、政治の主もなる部分をなして居つた様である。今日の我々は、一年の長さは三五・二四二二日なることを知り、それに適應せる如く定めたるグレゴリオ太陽暦を用いて居るが故に、四季の变化は年々同一の曆日に繰り返えし、一日以上の差を生ずることなく、自からにして季節を知ることが出来るのであるが、古代に於て一年の長さが精確に知れて居ない時代には、季節を正しく知ると云うことは、可なり困難な仕事であつたことと思われる。殊に時の長さの中間区分として、月の盈蝕による一ヶ月を用い、所謂太陰暦を採用して居るがために、曆日と季節とを調和するために時々閏月を挿入しなければならぬのであるが、十九年の日数が約六九四〇日に当り丁度二三五月に等しく、従つて十九年間に七閏を置けば季節が正しく同じ曆日に復すると云うことは、比較的後世に至つて始めて知れたことで、支那では史記の曆書に始めて書いてある。思うに紀元前百年頃に至りて漸く知れたものである。其以前は何等かの方法にて年々天象を觀て、季節に合はず様に適宜閏月を挿入したもので、この閏月挿入法には頗る苦心したものらしい。春秋時代にも季節の差が一ヶ月乃至二ヶ月に及んだ実例が尠くない。(昭和三年五月追記、春秋の曆を研究したる結果によれば、十九年七閏の法は紀元前六百年頃から行われて居る。本書『東洋天文学史研究』採録第四篇「春秋長歴」参照。)

一体四季の变化の起るのは、正午に於ける太陽の高さが変ずるためであるが、我々から見たる太陽の方向は、天の恒星に対して南北に移動すると同時に、西から東へ移動するので、春分の時に赤道の上であり、それから東へ一日に約一度宛の割にて移ると共に次第に北へ移り、夏至の時に、春分点の東へ九十度、北へ二十三度半に至り、それより回復して、秋分の時に、春分点より東百八十度の所にて赤道を横ぎり、冬至には、

春分点より東二百七十度にて南へ二十三度半まで下り、更に上りて春分点に至り、一年間にて丁度天を一周するのである。恒星に対して太陽の方向の移動を知れば、直ちに其時の季節を知ることが出来るのであるが、太陽の位置の移動の中、南北に於ける移動は、季節の変化を起さしむる真源因ではあるが、其移動の範囲は



第一図

南北二十三度半宛の間で、比較的小さい。西から東への移動は、直接に季節変化の原因ではないが、南北の移動に伴なうもので、其範圍は一年間で三百六十度であるから比較的大きい。

太陽の附近は其光に蔽われて、恒星を見ることが出来ないのも、恒星間に於ける太陽の位置を直接に観測することは頗る困難であるが、間接に其位置を知らんがために古代から種々の方法を用いて居る。其主もなるものを挙げれば凡そ次の如し。

(イ)日没のすぐ後、又は日出のすぐ前に於ける著しき星の位置を観ること。

例えば支那の古代に於ては、堯舜以前から、初昏に火(さそり座のα星)の南中する節を以て夏とし、参(オリオン座の三つ星)

の東方に見ゆる節を以て冬として居つたことは、左伝に見ゆる説話に依て明かであり、堯典に見ゆる鳥、火、

虚、昴(ぎよしや座の散開星団)の四中星は、初昏に是等の星の南中する節を以て春夏秋冬を定むるの用に供した

ものである。埃及の古代にては旦(日の出)にシリウス(おおいぬ座のα星) (天狼星)の東方に見え始むる節を以て、ナイ

ル河の洪水の来るべき時節 (夏至の頃) として年の始めとなし、バビロンにては旦にカペラ(ぎよしや座のα星)の見ゆる節を以て年の始めとして居つた様である。

(ロ)日没のすぐ後に北斗柄の方向を観ること。

これは支那の古代に於て用いられた方法である。紀元前三千年から二千年頃には、北斗は頗る北極に近く、従つて決して地下に没することなく常に北方の空に懸つて居た筈であるから、北斗は一年の季節を指示する辰として、又夜の間の時刻を指示する時計として、甚だ重宝なものであつたことと思われる。舜典に在璇璣玉衡、以齊七政とあるのは北斗のことで、史記天官書に

北斗七星、所謂璇璣玉衡、以齊七政中略

斗為帝車、運於中央、臨制四鄉、分陰陽、建四時、均五行、移節度、定諸紀、皆繫於斗

とあるのは、支那の古代に於て北斗が非常⑤に重要な役目を務めて居たことの言い伝えを述べたものである。
(ハ)月を媒介物として太陽の位置を推定すること。

月と太陽とが、其東西の経度相合したる時を朔と云う。朔の時の月は無論見えないが、三日月が見え始めてから後の月が恒星に対して其位置を變ずる状態を觀測し、それから溯つて朔の時に於ける月の位置を推定することが出来れば、即ち太陽の東西の位置を知ることが出来る筈で、つまり月を媒介物にして間接に太陽の位置を知ることが出来るのである。これがためには、恒星の天に対して月が如何様に移り行くかを詳しく吟味する必要がある。月は恒星に対しては次第に西から東へ運動し、二七・三日で天を一周し、再びもとの恒星の所へもどるので、この期間を恒星月と称となえる。黄道方面の天に、著しき星を目印として、西から東へ二七又は二十八の標準点を設けたのは、全く恒星に対する月の連動を吟味するため、溯つて朔に於ける日の位置を知らんがために外ならぬのである。太陽に対して朔の位置から、盈蝕の一循環を経て再びもとの朔に復するまでの期間を太陽月と称となえれば、太陽月はその間に太陽が約三十度ほど東へ移つて居るがために、それだけ恒星月より長く、二九・五三日である。この太陽月即ち盈蝕の一循環は普通に用いられて居る一ヶ月で、古代に於ては誠に自然的な時の区分であるが、恒星月に応ずる二十八宿区分法はそれとは全く別物である。

(ニ)地面に垂直なる棒を立て(土圭とけい)、正午の時の影の長さを測ること。

影の長さの最も長き時は即ち太陽の最も低き時で冬至に当るのであるが、この方法にて冬至を定むることは支那の古代ではあまり精確ではなく、二三日の前後は免れなかつた様である。

(ホ)直接太陽の位置を指示するためには、黄道方面を十二に等分する。例えばバビロン、埃及エジプト、ギリシア等にては十二宮に分ち、支那では十二次に分つて居る。但しかかる区分は太陽の位置を指示するためのもので、直接に観測する方法ではない。なお注意すべきことは、十二宮も十二次も共に等分法であることである。等分法は不等区分法より後に発達したものと見ることは自然であるが、逆に等分法から不等区分法が生れたとは考えにくい。

以上列記したる観象法及指示法が、古代に於て発達したる順序は、国によりて必ずしも同一ではないであろうが、支那に於ては(イ)(ロ)は堯典舜典に見ゆるが故に、定めし紀元前二千三百年以上の古代から用いられて居つたもので、なお紀元前千百年殷末周初頃の天文事項を記載せるものと思わるる夏小正にも見ゆるを以て見れば、周初頃までは実際に用いられて居つた方法であろう。然るに(イ)は不精確で、漸次進み来りたる時代に應ずるには不充分であり、(ロ)は歳差の現象のために、北斗が次第に北極より離れ、周初頃には其観測が既に可なり不便になつて来たので、是等に代るものとして(ハ)の方法が用いられたものであろう。次節に述ぶるが如く二十八宿の存在は、ほぼ周初頃までは記録の上にて追跡が出来る様である。尤も(イ)(ロ)と(ハ)とは或時期の間は併用されたものと見るのが至当であらう。(ニ)(ホ)は思うに春秋の中頃以後に相伴うて用いられたものであろう。

註

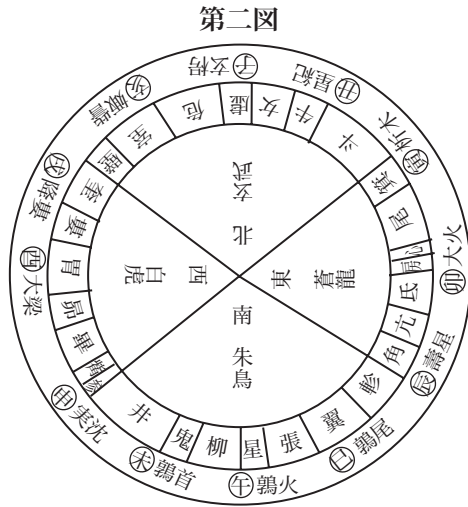
(一) 左伝昭公元年子産の説話

- (2) 藝文第四年第五号拙稿支那上代の暦法
- (3) ギンツェル暦法学第一卷
- (4) 英国王立天文学会月報一八七九年号セイス「バビロンの天文に就て」
- (5) 藝文前掲

支那に於ける二十八宿

二十八宿は黄赤道方面の周天を二十八の不等なる部分に区分したものであるが、同じ方面を又四陸、十二辰、十二次等に分つて居る。是等四種の区分法の相互の關係は次の如くである。

二十八宿の各宿の初点は、多くは著しき星を標準点としたもので、従つて二十八宿の位置は正しく黄道の上にはなく、其南北に出入し又其広狭も頗る不斉である。初点間の距離を赤道上にて計れるものを二十八宿の相距と称え、淮南子及漢書以下代々の曆志に記載してあるが、年代によりて相距の値に少し宛の差のあるのは、歳差の現象のために自然に生じたもので、二十八の位置は淮南子以後は今日に至るまで、大体に於て異動なく、其まを伝えて居る様である。(昭和三年五



月追記、太初曆制度の際にも若干の整理を経たであろうと思われる。)。

7 十二次は一年の季節に應ずる太陽の所在を示さんがために、黄道の周天を十二に等分したもので、バビロ

ン、ギリシア方面の黄道十二宮と同様のものである。歳差の理によりて、長年月の間には二十八宿に対して漸次に前進すべき筈であるが、周漢時代にはまだ歳差の理を知らなかつたので、十二次と二十八宿とは一定不変の關係を有し、共に天に附着して動かざるものと考えて居つたのである。

四陸及十二辰は地上に於けるが如き方位を天に附したもので、冬至に太陽の在る位置を北も若くは子とし、十二辰の順序は昼夜の運動の如く東から西に向い、日月五星の運動、従つて十二次の順序とは正反對に廻るのは特に注意すべきことであつて、この十二辰の逆転は、斗柄の方向によりて、季節を定めたる時代からの遺物であらうと思われる。

二十八宿の名称、位置、広狭、宿の数、起首点、四陸、十二辰、十二次区分法との關係等の各條項に就き一々に吟味することは、藝文第四卷第九号に掲げた旧稿二十八宿論に譲り、ここには特に注意すべき点だけを述べよう。先ず二十八宿の名称が古い書物に見え始めた順序を表記して見れば別表(次ページ)の如くである。右の表中左端の列に記せるは夫れ夫れ右端の列の書物の中から引用した記事の想定年代である。堯典及夏小正に記せる天文事項の年代に就ては前掲藝文の拙稿中に詳論してある。洪範が周初のものであることは疑もない。詩(經)は一々の年代を吟味することの煩を避けて大体の年代を記し、左伝、国語及爾雅は戦国時代の書として大体の年代を記した。左伝は漢代の偽作であると云う説もあるが、其中に記載せる歳星の記事によれば、戦国時代の作であることは疑もない様である。なおこのことは他日機を得て詳論したいと思う。二次は爾雅に記載のものを参照のため附記したのである。月令は秦初のもの、淮南子及史記は前漢のもので年代に就ては疑がない。

	軫翼張星柳鬼井	參臂畢昂胃婁奎	壁室危虛女牛斗	箕尾心房氏亢角	
2300B.C.	鳥	昂	虛	火	典 堯
1100		好雨		好風	洪 範
1100		參 昂	織女	大火	正小夏
(800)		參 畢昂	織女 率牛	箕 火	詩
(400)	鶉味 火		宮室 天廟	箕 火 天農本辰 火馴祥根角	左伝 國語
(400)		畢昂	東壁 姬	箕尾心房氏亢角	爾雅
(400)	鶉 火	大梁	虛 率牛	折木 大火	次二十
250	軫翼 七星	參臂 胃婁	東壁 宮室 危虛女	尾心房氏亢角	月令
160	軫翼張星 七柳鬼井	參臂 箕昂胃婁	東壁 宮室 危虛女 率牛星	箕尾心房氏亢角	子南淮
100B.C.	軫翼 七張注孤狼	罰參濁留胃婁	東壁 宮室	箕尾心房氏亢角	史記
		○○○	○○○		遷 麥
	● ●	○●●○	○○○	龍	形

この表を一見すれば、二十八宿の存在は左伝、国語、及爾雅の時代までは疑もない様であるが、なお溯りて周初の頃を考うるに、堯典、洪範、及夏小正に見えたるものを合すれば、二十八宿の中八つ程は記載され

て居るが故に、此時代に既に二十八宿が設定されて居つたと推定するのは敢て不当でなからうと思われる。

表の下段に記せる変遷の項は、二十八宿の設定以後、漢代以前に変遷の形跡あるものを指摘したのである。近代の牛女虚の三宿は黄道に沿い、餘り著しからぬ星象であるが、これは設定当初には現在河鼓、織女、瓠瓜と称えて居る星が夫れ夫れ牛女虚の宿であつたものが、或る時期に改良整理の際に黄道方面のものに變じたものと思われる。牛女に就ては、史記天官書には「牽牛為犠牲、其北河鼓、河鼓大星上将、左右左右将。婺女、其北織女、織女天女孫也」とあり、明かに牽牛と河鼓、婺女と織女とを區別して居るが、爾雅には「何鼓謂之牽牛、郭註、今荆楚人呼牽牛星為檐鼓、檐者荷也」とあり、何鼓と牽牛とは音便にて転訛せるものと説あり、思うに同一物に対する同音異字の名称を、整理の際に分離して二つの星の名となせるものである。織女と婺女とは、名称も星も別物であるが、織女に關聯して婺女又は須女なる名称を附したるものであることは疑うべくもない。虚は爾雅に顛頊之虚、虚也と見え、廢墟の形象を有することを意味するにも係わらず、現今の虚宿は黄道上にありて著しき星象にもあらず、又其形も何等似つかわしきことがないが、其北の方天の河の近くに現在瓠瓜と称して居るものは、稍人の注目を値する星象で（紀元前二千三百年堯時代の人の注目を値したのである）廢墟の形と云えば何人も首肯し得る如き形をなして居る。思うに当初二十八宿設定の際には成るべく著しき星象を撰みて標準点となしたるが故に、自然黄道の南北に出入し頗る不規則であつたが、天文觀象の進歩と、歳差に基く變動とのために、成るべく黄道に近き星象を採用するの必要を感じ、牛女虚の如きは殊に黄道を離ること大なるが故に、春秋末期乃至戦国時代頃に一度整理を試みたものであろう。なお黄道よりの距離頗る大なるにも係わらず、当初設定の際に牽牛織女瓠瓜等を二十八宿中に

採用せる理由は牽牛織女は古くから牽牛織女の物語に編成され、著しく人の注意を牽いて居つたため、又瓠瓜は虚として堯典に記載されたがために早くから広く知られて居つたためであろう。

井鬼の代りに狼弧を用いて居つた疑がある。狼(おおいぬ座のシリウス)は黄道の南に可なり離れて居るが、光輝最も大なる星である故、或は当初の二十八宿中に採用されてあつたかも知れぬ。史記律書に記載されて居るが、この書は古き言い伝えを書いたものであろうと思う。

表の最下段には宿の名称の字義明瞭なるもの、及び形像の著しくして紛らわしからざるものを指摘した。角亢氏房心尾は全体を合せて龍の形に見立てたもので、この形像は頗る著しく毫も疑を容るるの餘地がない。箕及び斗も形像に疑わない。室及壁は正方形の星象で、其東方の一边を東壁と称えたものである。昴は四月晨に東方に見え始むるものなる故に、参は三つ星(オリオン座の帯に当たる三つ星)なる故に、名づけたる名称である。畢及び星(鳥)は赤色の星、指及鬼は星の集団で、命名の意味は分らないが、一度命名せられたる後は紛れる恐はなからうと思われる。角亢氏房心尾箕斗室壁昴参に変更以前の牽牛織女虚を加えて、二十八宿中の十五までも其命名の意義が明瞭に了解し得らると云うのは大に注意すべきことで、二十八宿は支那固有のものであると云う説に一層の確信を与うるものである。

二十八宿の起首が角を以て始まれる理由は、角は丁度北斗柄の方向に當つて居るがため、斗柄の方向によりて一年の季節を定めたる方法の名残りである。史記天官書に

大角者、天王帝廷、其両旁有三星、鼎足勾之曰撰提、撰提者、直斗杓所指、以建時節、故曰撰提格。

とあるは北斗柄より角に移りたる経過に関する古き言い伝えを記したもので、大角(うしかい座のアークトウルス)は斗柄と角

との中間にあり、黄道を去ること遠きが故に、支那では二十八宿以外であるが、印度では二十八宿中の一になつて居るのは甚だ面白いことである。

註

- (1) Chevalier et Tsutshashi 111 Catalogue d'étoiles fixes observées en Chine sous l'empereur K'ien-long, 1914, Sehleger — Uranographie chinoise, 1895.
 (2) 「人文」第二卷第八号拙稿牽牛織女

朔

第二節觀象授時法の第三項に述べたことに關聯して、なお少しく朔と云う言葉の意義を考えて見よう。朔とは月の始めであることは疑もないが、月の如何なる状態の日を月の始めとし、朔と称^{とよ}えて居ったかが問題である。今便宜上次の如くに意味を定める。

(甲) 太陽と月と東西の經度相合する日を朔と云う。これは近代に於ける朔の意味である。

(乙) 三日月の見え始めたる日を新月の日又は新月と称^{とよ}える。これは周書にては朏又は哉生明と称^{とよ}えて居る。

今多くの古代の国々に就て見るに、支那及印度を除く外、バビロン、ユダヤ、ギリシア等の国々にては新月を以つて月の始めとして居る。支那では朔、印度では朔又は望を以て月の始めとして居った様である。朔の月は見えず、新月は見えるのであるから、新月を以て月の始めとするのは自然的であるが、朔を以て月の始めとするのは、斯^かくせしめた理由の説明を要する。本居宣長が真曆考に我邦の古曆を論じて

ついたちの始を定むること、日次にはかゝはらず、今の二日の日にまれ、三日の日にまれ、昏に月の見えそむる日を始とせり。曆に朔とする日は、いまだ月見えざれば、なほつもごりの末なり。から国にては、合朔といひて、月と日とまさしく一方に会て、いさゝかも月の光の見えざる日を朔とはすめれど、皇国の古は然らず、ついたちとは、月立の意にて、月のそらに立て見ゆるをいふなり、立とは空に見ゆるをいふ云々。

と云えるは面白い。

支那の古代に於て(甲)の意味の朔を以て月の始としたのは何時頃よりなるか。朔に対しては、説文せつもんに月一日始蘇也、白虎通に朔之言蘇也、明消更生、故言朔とあり、晦に対しては、説文せつもんに月盡也、積名に晦灰也、火死為灰、月光盡似之也とあり、是等だけから見れば、朔は新月を意味するかの如くにも見ゆるが、これは漢時代の考え方にて陰の極の時は既に一陽萌し居るものと考えうがために、必ずしも光が現実に見え始めたのを蘇と云うて居るのではない。確實なる証拠は春秋にある日蝕の記事である。三十六日蝕中不明なるものを除き、朔に於て蝕せるもの二十六、晦に於て蝕せるもの三なるを以て見れば、当時の曆法は甲の意味の朔を月の始として居つたことは明かである。なお溯りては詩小雅に十月之交、朔日辛卯、日有食之とあるから紀元前八百年頃にも亦同様であつたことが知れる。

辰という字は古代①に於て既に種々の意味を有して居つたが、其原始的の意義は、民に時の早晚を知らしむるために観測する主おなる天体と云うことである。故に第二節第一項第二項により、火、参、北斗は皆大辰といわれて居るが、左伝昭公七年の條に

対曰、日月之会、是謂辰、故以配日

とあるに依て見れば、日月之会即ち朔に於ける月の位置を以て辰となし、季節を定むる標準物としたことは明かである。朔に於ける観測を標準とし、朔を重んずる風はこの理由に依て生じたものであろう。論語に

子貢欲去告朔之餼羊、子曰、賜也、汝愛其羊、我愛其礼

とあるに依て見れば朔を重んずるの風は其由来可なり古い様に見える。

朔という字は古文𠄎、⁽²⁾月に从^{したが}い、^{したが}𠄎に从う、会意の字で、月に関する意味と、逆退の意味とを有して居る。𠄎を附したる朔の字は滂又は泝^そに同じく、現に逆流して上ると云う意味に用いられて居る。これに依て見れば、朔の原始的意味は新月より逆に溯りたる位置と云う意味で、二十八宿設定と関聯して、従前の新月月始を逆退せしめたことを示して居ると思われる。

以上の如き見解によれば、(甲)の意味に用いたる朔を追跡すれば、従つて又二十八宿の存在を追跡することになる筈で、朔の字の研究は二十八宿の起原に關し甚だ重き意味を有することになるのであるが、周以前のことに關しては、不幸にして予は未だ存否^{いず}何れとも判断を下し得ない。

第一、周以前の書に(甲)の意味の朔の字の見ゆるものは

大禹謨。正月朔旦、受命于神宗。

胤征。乃季秋月朔、辰弗集于房。

大甲。惟三祀、十有二月朔。

であるが、是等は孰^{いず}れも偽古文と称せらるるもので、確實なる議論の材料とすることが出来ない。胤征の中

辰弗集干房の句は左伝に見えて居るが故に、秦火（秦の始皇帝が紀元前二一三年に民間に蔵する医薬・卜筮・農業関係以外の書をすべて集めて焼き捨てたこと）以前の真夏書中にあつたものと思わるるが、今当面の問題なる乃季秋月朔の句に關してはやはり証拠がない。又羅振玉氏の殷虚書契中にも朔の字は見えない。

反しかのみならず之、周書康誥召誥等には、眡、既望、哉生魄等の言葉にて時日を記して居るを以て見れば、周初頃にはまだ新月月始なりしに非あつずやと疑わるるのである。

第二、朔の字には又北と云う意味があり、古きものには

堯典。宅朔方、日幽都、平在朔易。

舜典。二月東巡守中略十有一月、朔巡守、至于北岳。

洛誥。我卜河朔黎水。

詩出車。城彼朔方。

等がある。是等の朔は北方を意味することは疑もないが、何故に朔は北を意味するか、朔の字は転用にて後に至りて改めたるものか、若もし然しからずとすれば、月の朔と北と如何なる關係あるか。堯典の伝に北称朔、疏に朔北方也、舍人曰、朔盡也、北方万物盡、故言朔也とあるが、頗すこぶる無理な解釈で首肯し難い。今強しいて一説を提出すれば、堯舜時代よりも以前に、黄河が北より南に流るる辺にて、下流地方のものが上流地方を指して朔と称し、後に至りて一般に北方を朔と称するに至りたるに非あらざる乎か。若もし斯かく解釈すれば、(甲)の意味の朔も、従つて又二十八宿の存在も堯舜以前まで溯ることになるであらう。(昭和三年五月追記、堯舜時代以前といえるのを周初頃と改めたい。堯典舜典にある朔の文字は孔子の編纂時代に用いられたものと見れば差支ない。)

文字の字義及其起原の詮索からのみ論究すれば、動もすれば危険なる結論に陥ることが尠くない。況んや文字の学くわに聞き予くの如きものに於ては猶更である。ここにはただ疑問の一端を提出して敢て大方の高教を待つ。

註

(1) 藝文第四年第七号拙稿辰と蝕

(2) 朱駿声——説文通訓定声

印度、アラビア、及其他に於ける二十八宿

印度古代の天文事項殊に二十八宿に關せることを記せるものには次の如きものがある。

(イ) 摩登伽經。

(ロ) 含頭諫太子二十八宿經

(ハ) 大集經 月藏分第十二星宿撰受品第十八

(ニ) 宿曜經

古曆書には

(ホ) Varaha Mihara——Panchasiddhanika (曆法大成) 英訳

又吠陀ヴェーダの古典中にある天文事項に關しては一八六〇年の伯林大学論文集中に

(ヰ) Weber——Vedische Nachrichten von den Nakatra.

なる研究がある。(イ)(ロ)は原来同一の經文であるが、時代を異にし、伝来を異にせる異本から別々に支那に翻譯したもので、相互の間に可なりの出入がある。(イ)は呉に(ロ)は西晋の時代に訳されて居る。原本は紀元後二

世紀頃のものであろう。(ハ)は南北朝の時代に訳されて居る。原本の時代は不明。当面の材料としては二十八宿の名が列挙されて居るのみ。其順序に就ては問題があるが他日に譲ることとする。(ニ)は唐代に訳されたもの、原本は七八世紀より以前ののものであろうが、西洋起原の分子甚だ多く、古代印度固有のものを吟味するに適しない。(ホ)は紀元後五世紀頃に其頃まで伝つて居た五種の暦法を集めて大成したものである。明かに西洋起原のものが大部分であるが、其一部は印度固有のものである。ただ一つ注意すべきことは、此時代にはナクシャトラ(宿)の数は二十七にして黄道を等分したものをを用いて居ることである。(ヘ)は精細なる研究の大論文であるが、要するにビオーの二十八宿支那起原説を駁したもので、主として印度の二十八宿が昴を以て始まることに重きを置き、其理由は昴が春分点なりし時代に設定されたためであるとし、同様に支那の二十八宿は角が秋分点なりし時代に設定されたものなりとし、推算によりて印度の方が支那よりも千餘年も古いと論断したものである。

摩登伽經の中には種々の天文事項が記載してある。精細に研究すれば發明する所が尠すくなくないであろうと思われる。ここには先ず其大体に於て注意すべきことを述ぶるに止むるが、多くの事項の中には明かに西洋傳來のものもある。七曜の順序を日、月、熒惑(火)、辰星(水)、歳星(木)、太白(金)、鎮星(土)となせるはそれである。十九年七閏の注は西洋傳來か、支那起原か判らぬ。五年再閏のこと、分野のこと、春分を二月とすること、日中の影の長さを測ること、二十八宿のことは支那と共通である。殊に面白いのは、十二寸の表(日影の長さを測る目的で地面に垂直に建てられた木柱)を樹てて、各季節に応ずる日中の影の長さを記せるものがあるが、是等の影の長さから容易に其觀測地点の緯度を推算することが出来る筈である。試に推算せる結果は別表の如くで、十二の平均

表の高さ (十二寸)	影の長さ	推算せる緯度
六月中旬	5寸	43°
七月中旬	8	46
八月中旬 (昼夜等分)	13	47
九月中旬	15	39
十月中旬	18	36
十一月中旬	21	37
十二月中旬	18	36
一月中旬	15	40
二月中旬 (昼夜平分)	13	47
三月中旬	10	51
四月中旬	7	50
五月中旬	4	42

平均 43°

某地点に於て観測して得たる智識に基いて居ると云わなければならぬ。

摩登伽経に記載せるナクシャトラ(宿)の記事によりて、二十七乃至二十八ナクシャトラに相当する星宿を認定することが出来る。次にギンツェルが製作したる図の略図を掲げて、支那と印度の二十八宿の異同を示し、及び支那、印度、アラビアの名称対照表を掲げる。

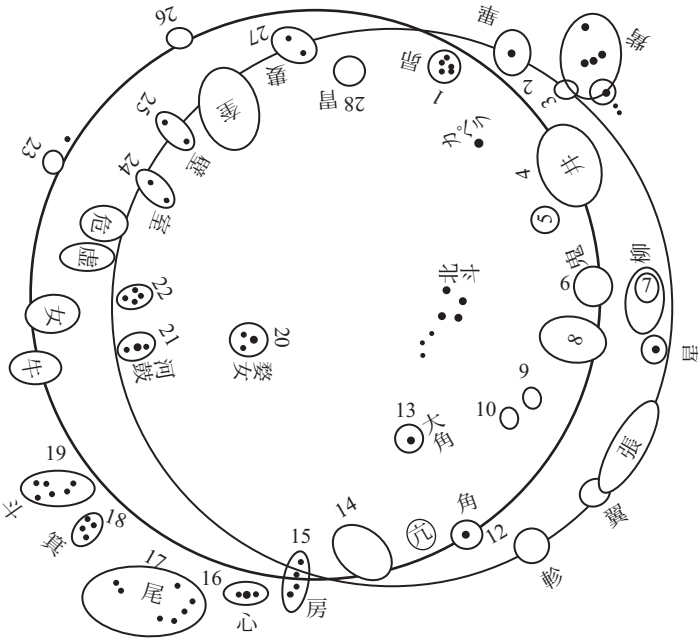
印度の二十八宿に就き特に注意すべき点左の如し。

(a) 大角(十三)を含めること

(b) 織女(二十)、牽牛(二十一)、瓠瓜(二十二)を含めること

の値は緯度四十三度となる。勿論粗雑なる影の長さの記事から推算したものであるから精確なることを期待することは出来ないが、十二の平均であるから可なり程度に信用すべきものである。北緯四十三度は印度の国内にはない、緯度を以て云えば古の月氏国、ソグディアナのサマルカンド辺が丁度これに当る。此事実によつて見れば、摩登伽経にある天文事項の少くとも一部分は、印度固有のものに非ずして、中央アジアにて北緯四十三度内外の

支那及印度に於ける二十八宿
 太き線は黄道
 細き線は紀元前二千年の赤道



第三図

是等の事實は孰れも二十八宿の伝来に関して重要な暗示を与うるもので、実に本論の骨子である。大角、織女、牽牛、瓠瓜等は孰れも黄道を距ること可なり大なる故、何等か特別の理由がなければ二十八宿中に採用さるべき筈のものではない。是等は支那に於てならば第三節に述べたる如く、歴史的に採用さるべき理由が存在して居るのである。(c)の順序転倒は歳差の現象のために自然に生じた結果で、織女を先きにしたる方は、牽牛を先きにしたるものより後世的なることを示して居る。(d)は織女と牽牛とは其相距甚だ小なる故、二つ存在せしむる必要なし、黄道を距ること遠き方を省きたるものなるべし。(e)は

- (c) 織女を先にし牽牛を後にし、支那の牛女と順序相転倒せること
- (d) 摩登伽経中にも或は二十八、或は二十七、其数一定せざるが、二十七にする時は織女(二十)を省くこと
- (e) バビロンにて「星の中の星」⁽²⁾として主なる観象標準物なりしと云わるるカペラを含まざること
- (f) 名称の意義は、殆ど全部今日より解釈することを得ざること

(a)と対照すれば、非バビロン起原説の一の強味なるべく、(f)は第三節と対照すれば支那起原説に一層の強味を与うるものである。なお更に一步を進めて、大角の印度名 *Syria* は大角の別名撰提の転訛したるものと見ることが得ざるか、興味ある問題である。

ウエーバーは

(g) 昴を起首とせること

に重きを置き、印度の二十八宿は昴が春分点なりし時に設定されたものなることを示すと云うて居るが、これは二十八宿と十二宮とを混同し、西洋にて春分点を十二宮の起首としたる考をそのまま印度に当筈あてはめたもので、無理な解釈である。支那起原説にて説明すれば、堯典に日短星昴、以正仲冬とある如く、昴は冬至の中星であるが、印度の二十八宿は支那にて冬至を年の始めとせんとし始めたる頃（春秋中頃以後）に支那を出発して印度に伝わりたるものとすれば、了解することが出来ると思う。

も一つ面白いことは

(h) 二十八宿を東西南北の四方に配布する順序が支那と反対なること

である。昴より始めて第七までを東方とし、第八より第十四までを南方とし、第十五より第二十一を西方、第二十二より第二十八までを北方として居る。即ち東西南北の順で、支那の東北西南に比して逆転である。支那で二十八宿を四陸に配当したのは春秋中頃以後であろうと思う。

ペルシャ及アラビアの二十八宿に関しては、ホンメル及ウエーバー(3)の研究があるが、大体に於て印度の二十八宿に比し二宿だけ数え方が進んで居るのである。なおウエーバーによれば、ペルシャの二十八宿も古い

Chinise “Siu”	Indian “Nakshatra”	Arabian „Manzil“
1 角	(12) chitrâ	(14) as-şimâk
2 亢	(13) avâti	(15) al-ghafr
3 氏	(14) viśâkhâ	(16) az-zubânay
4 房	(15) anurâdhâ	(17) al-iklîl
5 心	(16) jyeshṭhâ(?)	(18) al-ḳalb
6 尾	(17) mûlam	(19) aš-shaula
7 箕	(18) pûrva-shâḍhâs	(20) an-na'âjim
8 斗	(19) uttara-shâḍhâs	(21) al-baldâh
9 牛	(20) abhijit	(22) sa'd ad-dâbih
10 女	(21) śravaṇa	(23) sa'd bula'
11 虚	(22) śravishṭhâ	(24) sa'd as-su'ûd
12 危	(23) śatabhishaj(?)	(25) sa'd al-aḥbija
13 室	(24) pûrva-bhâdrapadâs	(26) al-fargh al-awwal
14 壁	(25) uttra-bhâdrapadâs	(27) al-fargh-altânî
15 奎	(26) revatî	(28) baṭn al-ḥût
16 婁	(27) ásvini	(1) aš-saraṭâni
17 胃	(28) bharaṇ	(2) al-butain
18 昂	(1) ḳṛittikâ	(3) at-turajâ
19 畢	(2) rohiṇi	(4) al-dabarân
20 觜	(3) mṛigaśiras	(5) al-haḳ'a
21 参	(4) ârdra	(6) al-han'a
22 井	(5) punarvasu	(7) al-dirâ'u
23 鬼	(6) pushya	(8) an-naṭra
24 柳	(7) âśleshâ	(9) aṭ-ṭarf
25 星	(8) maghâ	(10) al-gabha
26 張	(9) pûrva-phâlguni	(11) az-zubra
27 翼	(10) uttra-phâlgunî	(12) aš-şarfa
28 軫	(11) hastâ	(13) al'awwâ

頃は印度と同じく昴を起首にして居つたらしいと云うことである。

バビロンの天文は非常に古い時代から発達して居つたことは疑もない様であるので、従つて二十八宿の起原もバビロンなるべしと推測され、古きバビロンに於ける二十八宿の存在は早くから期待されては居たが、今日に至るまで其確証は未だ一つも発見されない。ギンツェル^⑤、ゼレミアス等^⑥によれば、紀元前一七〇乃至七〇〇年代のものと推定さるる境界標石にて其面に十二宮の形象を記載せるもの十四個ほど現存して居り、十二宮のことを記せるタブレットは紀元前九世紀までのものがある。紀元前一二二及一〇〇年のタブレットには四十個の星の名を記せるものあり、エッピングは其中に二十八個の標準点あるが如しと云えど、それは単に想像に過ぎない。ホンメル（一八九一年）はKBrなるタブレットに十六個の星の名を記せるものありと云えど、これは二十四個の星の名を記せるもの一部分ならんと云われて居る。ゼレミアス（一九一三）はCT XXXIII, 4なるタブレットに十五個の星の名を記せるものを発見し

月の軌道に沿える星

昴、畢、参、馭者、ペルセウス、双子、蟹、獅子、………天秤、蠍、射手、………水瓶、魚尾、北魚、………
牡羊

とあるを以て、二十八宿の存在の記録が始めて実現されたと云うて居るが、しかし空席の広さから推察すれば、それを充たしたる時の全数は二十四なるべく、到底二十七若くは二十八にはなり得ないと云うて居る。単に「月の軌道に沿える星」とあるだけで、支那印度の二十八宿と同様のものとするのは速断である。

バビロンにては、十二宮及び其南北にそれを二倍し三倍して、二十四、三十六の星を列記せるものは従来

も度々発見されたが、二十七乃至二十八の二十八宿区分法は今日に至るまで未だ発見されない。

註

- (1) Ginzel——Das Alter der babylonischen Astronomie.
- (2) Sayce——The Babylonian Astronomy, M. N. R. A. S. 39, 40. 1879, 1880.
- (3) Hommel——Ueber den Ursprung und das Alter der arabischen Sternnamen und insbesondere der Mondstationen, Z. D. M. G. 45, 1891.
- (4) Weber——Ueber alt-iranische Sternnamen, Berl. Sitzber. 1838.
- (5) Ginzel——loc. cit.
- (6) Jermias——Altorientalischen Geisteskultur, 1913.

相互比較

二十八宿の起原地に就ては、ビオー⁽¹⁾(二八四〇)は支那起原説を唱えたが、ウエーバー⁽²⁾(二八六〇)は之を駁して印度起原説を唱え、ホンメル⁽³⁾(二八九一)はバビロン起原説を唱え、後に至りてウエーバー⁽⁴⁾(二八九四)も亦バビロン説に傾き、曆法学の大家ギンツェルも亦バビロン説を採つて居るので、今日学界の大勢はバビロン起原説であると云うて宜しい。バビロンに二十八宿区分法が存在して居つたと云う証拠は今日に至るまで少しも発見されて居らぬにも拘わらず、バビロンを以て二十八宿区分法の発祥地とし、古き時代に印度支那等に伝つたものであると云うのである。

今日まで二十八宿の起原及伝来を論じたる是等の学者の凡てを通じて陥つて居る一の重大なる誤解がある。

それは十二宮と二十八宿の根本の意義若くは設定の動機を混同し、其差異を充分によく了解して居らぬと思わることである。支那起原説を採れるビオーすらも、支那の二十八宿は堯の時に二十四宿を設定し、後ち周公が四宿を追加して二十八宿となせるものであると云うて居るのは、バビロン起原説を採れる人々が、バビロンには古くから十二宮あり、その二倍三倍なる二十四、三十六の星の名の表もある故、二十八宿は自然それ等の間から発生せるものならんと云うて居ると全く同様の誤解に基いて居る。

十二宮は各季節に應ずる太陽の所在を指示せんがために黄道を十二に等分せるものであり、二十八宿は恒星に対する月の運動を追跡して朔に於ける太陽の所在を推定せんがために、著しき星を目印として設けたる二十八個の標準点である。二十八宿の後に十二等分法が発達することは誠に自然であるが、十二等分法の発達したる後に不等なる二十七乃至二十八区分法が生ずることは不自然である。

以上の理由だけでもバビロン説を排するに充分であるが、なお其上に、バビロンには今日まで兔とに角かく何等の形跡も発見されざることと印度の二十八宿中に大角、牽牛、織女、瓠瓜等を含むにも係わらずカペラを含まざること等も非バビロン説の有力なる論拠であろう。

アラビア、ペルシヤの二十八宿が印度の二十八宿よりも後世的のものであることは云うまでもない。思うに印度から西漸したものであろう。

印度と支那の比較に就ては、既に第三節及第五節に述べたことに依つておのずか自ら明かである。

註

(1) Biot — Journ. des savants, 1840.

- (2) Weber — Die Vedische Nachrichten von den Naxatra, 1860.
- (3) Hommel — loc. cit.
- (4) Weber — Vedische Beiträge, Berl. Sitzber., 1894.
- (5) Ginzel — loc. cit.

結 論

上來論述せる所により、二十八宿の起原及伝来に関し次の如く結論することが出来る。

- (一) 支那に於ける二十八宿の存在は周初まで追跡することが出来る。
- (二) 朔の研究はなお一層の証拠を与うるかも知れない。
- (三) バビロンに於ける二十八宿の存在は今日までまだ確証がない。
- (四) 十二宮と二十八宿とは全く異なりたる目的のために設定されたものである。
- (五) 印度の二十八宿は支那の二十八宿の始まりの状態に相当して居る。
- (六) 二十八宿の発祥地は古代に於て北斗を主^おなる觀象標準物としたる地方でなければならぬ。
- (七) 二十八宿の発祥地は古代に於て牽牛織女の伝説があつた地方であろう。
- (八) 印度に輸入さるる前に北緯四十三度内外の地方に暫時停滞して居つた形跡がある。
- (九) 二十八宿を四陸に配当するのが支那と印度と異なつて居る。
- (十) 以上を總括すれば

二十八宿は支那に於て周初又はそれ以前に設定され、春秋中期以後に支那を出発し、中央アジアを經由

して印度に伝わり、更にペルシヤ、アラビア方面に伝つたものである。

(大正七年、史林第三卷)

- 『東洋天文学史研究』（弘文堂書房、一九二八年八月）所収。
- 読みやすさのために、旧かな遣いは新かな遣いに変更し、適宜振り仮名をつけた。
- 理解を助けるために適宜割注を附した。
- PDF化にはL^AT_EX 2_εでタイプセットを行い、dvi_{ps}fnxを使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

<http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/sciencelib.html>

「科学図書館」に新しく収録した文献の案内、その他「科学図書館」に関する意見などは、「科学図書館掲示板」

<http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs>

を御覧いただくか、書き込みください。